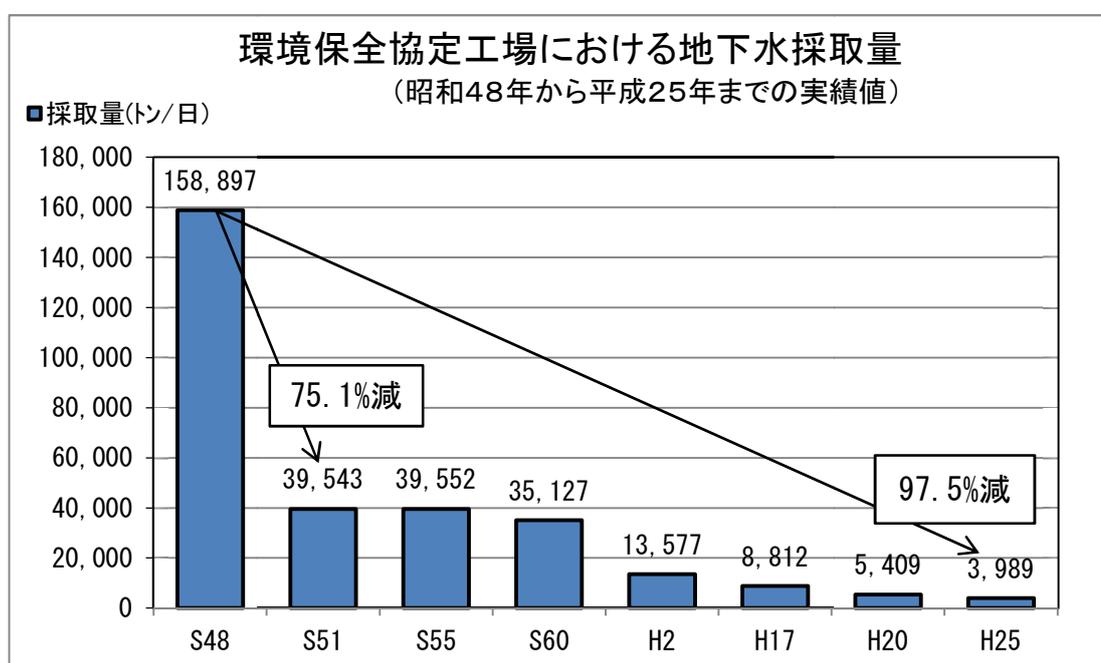


環境保全協定締結工場における地下水採取量の減少について

1 協定締結企業の対応について

昭和48年から昭和60年からの地下水採取量の減少については、環境保全協定（当時は、公害防止協定。）に基づく採取規制や工業用水の整備に伴う工業用水道等への切り替えによる効果に加えて、協定締結工場個々の節水への取り組みも採取量の削減に寄与していると考えられる。



2 昭和48年から昭和51年の減少について

協定の対象地域において、著しい地盤沈下が発生していた。このことから、協定に基づき採取の規制を実施するとともに、工業用水の整備を進め、また企業に節水を促したため。

3 昭和60年から平成2年の減少について

協定企業の一部は工業用水法の指定地域に立地しており、法令の基準を満たさない井戸は、昭和61年10月以降使用できなくなったため。